

喫煙歴が短く、禁煙治療に健康保険が適用されない喫煙者を対象とした鳥取県の「禁煙治療費助成事業」の活用が、2011年8月の制度開始以降、12件にとどまっている。県は「通院して禁煙したい人がどれだけいるかわからず、12件が少ないとは判断できない」としているが、医療現場からは制度の周知不足の指摘とともに、積極的な活用を呼び掛ける声が挙がっている。

(本社・渡辺暁子)

平成26.1.20

鳥取県の禁煙治療費助成

=1日当たりの本数
喫煙年数



若年層向け
画期的制度

申請
まだ
12件

「中高生にも周知を」専門医、活用呼び掛け

分の助成を本年度予算に盛り込んでいるが、予想ほど活用されていないのが実情だ。

日本禁煙学会認定専門医で、安陪内科医院（鳥取市吉方温泉3丁目）の安陪隆明院長（48）は「制度がまだまだ知られていない。特に中高生への周知がもっと必要」と話す。

同医院には12年に高校生4人が禁煙治療に訪れた。安陪院長は「中高生でもたばこを吸い、治療が必要な人はいる事実を受け止め、生徒の将来のために積極的に制度を知らせてほしい」と、学校でのさらなる周知の必要性を説く。また「未成年は法律違反だから、と隠さず治療に来てほしい」。

他県も注目する画期的な制度を活用して」と呼び掛けている。

県健康政策課はこれまで、自治体の刊行物やポスター、フォーラムなどで周知を図ってきたが、今後「学校も含め、今後も機会を捉えて広めていきたい」としている。

若年層の禁煙治療を後でも平均3カ月の治療後押ししようと、県が独自に費用の約7割を返還するに設けた制度。保険適用することで、結果的に保険には「ブリンクマン指数適用と同じ額で治療がで（1日の喫煙本数と喫煙年数をかけた数値）が200以上」という条件が1〜6月の間にあった計あり、若年層は除外され12件で、7月以降はゼロ。ことが多く、そこで県はニコチンパッチ、飲み薬治療と合わせて60人は、同指数が200未満